出雲地区
保護司会だより
第27号

立ち直りを支えて明るい社会を
～再犯防止推進法の施行を踏まえて～

松江保護観察所長　山本隆宏

まもなく七月を迎え、〝社会を明るくする運動〟のシーズンがやってきます。この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。昭和二十四年、戦後の荒廃した社会にあって、当時街にあふれた子どもたちの将来を危惧した東京銀座の商店街の有志の方々が「銀座フェアー」を催し、更生保護のための寄附を行ったことがその発祥とされ、昭和二十六年にその名称を〝社会を明るくする運動〟と定め、以来社会の変遷に対応しつつ運動が展開され、今年で第六十七回を迎えます。

本年は取組の重点事項として「出所者等を雇用する企業の数を増やす」「帰る場所がないまま出所する人の数を減らす」「薬物依存からの回復と社会復帰を支える地域の環境を整える」「犯罪をした高齢者や障がい者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作る」の四点が掲げられています。これらを実現していくためには、それぞれを担う行政機関がその役割を果たしていかねばならないことはもちろんですが、これらの施策の意義を御理解いただき、後押ししてくださる社会の方々の御支援がなければ、そもそも実現は難しいことばかりです。保護司を始め更生保護女性会やＢＢＳ会など地域社会にあって、更生保護に取り組む皆さま方の御協力と、関係者のみならず地域にお住いの皆さま方の御理解と御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

ところで、昨年十二月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布施行されました。この法律は「犯罪の約六割が、約三割の再犯者によって引き起こされている」という事実を踏まえ、安心で安全な社会を実現するためには、一度犯罪をした者に再び犯罪をさせないことが大事であるとの視点から制定されたものです。もちろん彼ら自身の社会復帰に向けた自覚や努力が重要としたうえで、周囲の理解や協力を得て、再び社会の一員として活躍することを支援していくことが基本理念として掲げられています。この法律では、国が「再犯防止推進計画」を策定し各種の施策を実施していくこととされ、さらに地方公共団体においても地域の状況に合わせて計画を策定し、施策の充実を図ることとされました。今後各地域での計画にお役立ていただけるよう国における計画の策定状況などをお知らせしてまいりたいと考えております。

そして七月はこの法律の定める「再犯防止啓発月間」でもあります。〝社会を明るくする運動〟とともに広く発信し、更生へと努力する人たちの意気込みを活かすことができる社会の構築に役立つ運動へと展開していくことができるよう、各方面の御支援を重ねてお願い申し上げます。

立ち直る　君の決意に　地域の支援（石橋　厚）

第67回 社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

主唱：法務省

「社会を明るくする運動」は地域みんなの運動

趣　旨	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くため、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～ として、次の活動を推進する。
強調月間	７月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。
行動目標	①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう ②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
重点事項	犯罪や非行をした人たちを社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会にするため ①出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと。 ②帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと。 ③薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること。 ④犯罪をした高齢者･障がい者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること。 を重点事項とする。

メッセージ伝達

出雲地区保護司会では、次の日程により内閣総理大臣からの「社会を明るくする運動」メッセージを伝達いたします。

これは「すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする」趣旨に基づいて、内閣総理大臣が国民に向けたメッセージを市長に伝達するものです。

- とき●七月三日（月）午前九時より
- ところ●出雲市役所一階くにびき大ホール
- 伝達者●出雲地区保護司会会長
- 受託者●出雲市長
- 参加者●一般市民、保護司会会員、更生保護女性会会員、BBS会会員、協力事業主会会員、人権擁護委員、青少年育成協議会会員、民生委員・児童委員、出雲警察署、少年補導員ほか

平成28年出雲市メッセージ伝達式

出雲地区保護司会のその他の取組

①広報車やショッピングセンターでの街頭キャンペーン活動

②標語の募集
対象：小学生、中学生、一般

③作文の募集
対象：小学生、中学生

④ミニ集会の開催等地域との連携・協働活動の推進

⑤中学生との対話集会や講演会の開催

第６７回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行をした人を地域から排除したり、孤立させるのではなく、適切な「仕事」や「居場所」の確保を通じて、責任ある社会の一員となるよう支えていくことが大切です。立ち直ろうとする人にとっては、地域の方々を始め、地方公共団体や様々な機関・団体による支えが何より重要であり、励みとなります。

昨年１２月には、再犯の防止等の推進に関する法律が成立し、施行されました。この法律の趣旨も踏まえ、国、地方公共団体、民間が一体となって、犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた取組を推し進めることが重要です。

国民の皆様には、“社会を明るくする運動”と再犯の防止に向けた取組の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福の黄色い羽根」のもと、様々な分野から、多くの方々に御参加いただきますよう御協力をお願いします。

平成２９年２月１７日

内閣総理大臣　安倍晋三

募集のお知らせ

標語

「社会を明るくする運動」強調月間にあわせて、「犯罪のない明るい街づくり」「青少年の非行防止」がアピールできる標語を募集します。

一般の部

●**主催**
出雲地区保護司会

●**応募資格**
出雲市内に居住する方

●**募集方法**
一人三点以内とし、自作・未発表のもので、用紙は自由です。作品には住所・氏名・電話番号を記入してください。

●**提出先**
市役所・各支所・コミュニティセンター・社会福祉協議会などに設置してある投稿箱に入れていただくか、出雲更生保護サポートセンター（出雲地区保護司会）まで郵送してください。

出雲地区保護司会ホームページからも応募できます。
【出雲地区保護司会】で検索

●**募集期間**
七月一日～七月三十一日

●**表彰**
最優秀賞　一点（賞状・副賞）
優秀賞　五点（賞状・副賞）
佳作　十点（賞状・副賞）

小学生・中学生の部

●**主催**
出雲地区保護司会
出雲市青少年育成市民会議

●**応募資格**
出雲市内の小学生及び中学生

●**募集方法**
一人三点以内とし、自作・未発表のもので、用紙は自由です。作品には学校名・学年・氏名（ふりがな）を記入してください。

●**提出先**
各学校を通じて、出雲市市民活動支援課青少年支援係へ提出してください。

●**募集期間**
夏休み期間中

●**表彰**
最優秀賞　各一点（賞状・副賞）
優秀賞　各二点（賞状・副賞）
佳作　各十点（賞状・副賞）

●詳細については、各学校を通じてお知らせします。

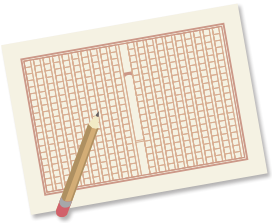

作文

小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活・学校生活や地域の中で体験したことを基に、犯罪や非行などに関して考えたこと、感じたことを作文に書くことを通じて、運動に対する理解を深めてもらうことを目的として実施されます。

主催
「社会を明るくする運動」島根県推進委員会

後援
島根県小学校長会・島根県中学校長会・島根県保護司会連合会・更生保護法人島根更生保護観察協会・島根県更生保護女性連盟・島根県BBS連盟・山陰中央新報社

応募規定

●**応募資格**
島根県内の小学生及び中学生

●**テーマ**
「社会を明るくする運動」の趣旨を踏まえて、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪や非行に関して考えたことや感じたことなどを題材としたものとします。

●**原稿枚数**
四百字詰め原稿用紙三～五枚程度

●**応募先**
出雲更生保護サポートセンター（出雲地区保護司会）へ学校を通じて提出してください。

●**募集締切日**　九月八日（金）

●**その他**
応募作品は、自作・未発表のものに限ります。応募に当たっては、題名・学校名・学年・氏名（ふりがな）を明記してください。

選考
島根県推進委員会に優秀作品を推薦し、審査のうえ入賞作品が決定されます。また、入賞作品の中から小学生の部・中学生の部の各三点以内を選考し、同中央推進委員会（法務省）に推薦されます。

表彰
最優秀賞　各一点（賞状・副賞）
優秀賞　各八点（賞状・副賞）
なお、応募者全員に記念品が贈呈されます。

◎標語・作文の優秀作品は十二月に発行する保護司会だよりに掲載します。
◎問合せ先
出雲更生保護サポートセンター
（出雲地区保護司会）
出雲市今市町五四三番地
TEL　二二―七一九〇

第67回 社会を明るくする運動 啓発講演会

テーマ

誰だって もう一度 やり直せるんだ!

講師 **金 沢 泰 裕** 氏
(プロテスタントキリスト教 大阪弟子教会 担任牧師)

入場無料
※入場者数には限りがあります

と き **7月3日(月)**
午前9時30分～11時

ところ **出雲市役所**
1階・くにびき大ホール

講師略歴　金 沢 泰 裕(かなざわ やすひろ)

1964年1月大阪市生まれ。
大阪弟子教会担任牧師。生駒聖書学院カテキズム講解、実践神学教授
生駒聖書学院、神戸改革派神学校卒業。
カーネル大学神学大学院修士課程修了 (M.Div)
ルーサーライス神学大学院博士課程修了 (Dmin)

18歳の時ヤクザの世界に入り賭博抗争に明け暮れたがその世界の罪と悲惨を感じ足を洗う。
父親の死を機会に罪を悔い改めクリスチャンとなり献身し牧師となる。
著書も多数あり「刺青クリスチャン」～親分はイエス様(講談社)～は映画化され話題となる。
大阪府薬物乱用防止指導員等を務め、元ヤクザや問題を抱えた若者や家族の相談に乗っている。
中学校・高等学校・大学等で講演も多数手がけ、青少年の健全育成や更生等、様々な社会活動を行い周囲の信頼も厚い。

主な著書

- 「刺青クリスチャン」……早稲田出版
- 「人生いつでもやり直せる」……小学館
- 「イレズミ牧師とツッパリ少年達」……集英社
  (2004年4月、単行本になって全国一斉発売)
- 刺青クリスチャン「親分はイエス様」……講談社
- 「私の仕事」……実業之日本社

主催：出雲地区保護司会　協賛：出雲市社会を明るくする運動推進委員会

《お問い合わせ》出雲更生保護サポートセンター (出雲地区保護司会)
〒693-0001 島根県出雲市今市町543番地 出雲市社会福祉センター3F TEL.0853-22-7190 E-mail:izumo-hogoshikai@izumo-net.ne.jp

保護司に就任して

保護司　嘉本秀男

平成二十八年六月、何の予備知識も得ぬままに保護司に委嘱されました。これまで新任保護司研修において、保護司としての基礎的知識及び心構え、その職務遂行に必要とされる事務手続き及び処遇の実務の具体的履修を終えました。また法務局・裁判所等に赴き、裁判を傍聴した後には現役の実務者、裁判官から様々な島根県の犯罪の傾向をお話しいただき、質疑応答も行わせていただきました。私はかつて高校教師として主として生徒指導に携わり、各種の研修会にも参加し、若干の予備知識はあるつもりでした。しかし、学校教育との根本的な違いは、単に保護観察だけでなく周囲の環境整備、時によっては就労支援まで配慮が必要であるという点です。

ミニ集会でのグループ討議

裁判所での傍聴、見学

現在、私は出雲地区保護司会の犯罪予防部会に所属しています。部会の役目は地域における安全で安心な社会づくりとして、広報啓発、青少年健全育成、防犯、環境浄化、協力雇用主の確保のための活動などたくさんあります。その中の一つでもお役に立てたらと思います。

また、短期間ではありましたが先輩保護司のご指導を仰ぎながら、保護観察も経験させていただきました。月に二回の家庭訪問で本人の現状を把握し、時には自宅に招いて就労についての話し合い、また、市役所や就労支援のため本人の面接に付き添うなど、様々な本人との触れ合いを経験させてもらう中で、強く感じたことがあります。

本人自身は優しく温厚であり、世間との接触をもっと望んでいますが、周囲の人の目は本人にとって非常に厳しいものがあるようです。無理からぬことではあるかもしれませんが、遠巻きに眺めるのではなく、ちょっとでもいいからひと声かけていただくと本人の心境も変わっていくような気がします。

私は現在農業に従事しており、今でも忙しい時には本人に仕事の依頼をしております。人間は必ず短所長所の双方を持ち合わせています。法的には触れないまでもギリギリの失敗は誰も経験があるはずです。

これからも保護司としての自覚を持ちながら研鑽をつみ、前向きに取り組んでまいりたいと思います。

更生保護施設の参観、研修

出雲地区保護司会 平成二十九・三十年度執行部が新しく選出される

（※は兼任者）

会　長　坂本圭祥（出雲支部長）

副会長　岡田泰明（平田支部長）
延本輝典（斐川支部長）
野津徳男（河南支部長）
川本龍祥（大社支部長）

常任理事　鈴木二郎、橘　亮秀、藤森麗子
中尾　亮、原　洋子※1

理　事　勝部治良※2、三島洪道※3、
高尾　彬※4、景山大圓

監　事　坂根光紀※5、野津雅史、内部康正

事務局長　岡　賢治

専門部会（◎…部会長、○…副部会長）

総務部会　…◎原　洋子※1　○川上　雅文
研修部会　…◎三島洪道※3　○園山久美子
犯罪予防部会…◎高尾　彬※4　○槇野　博巳
協力組織部会…◎勝部治良※2　○米田　宣雄
広報部会　…◎田部敏雄　○坂根　光紀※5

ちょっこし　えっ話

「夫婦喧嘩と挨拶」

このコーナーへの寄稿にはふさわしくない内容かもしれませんが、ご参考にしていただければ幸いです。

夫婦喧嘩はどこの家庭でもある話ですが、我が家でも一昔前には日常茶飯事に繰り返しました。多い時には一日に二～三回、それも些細なことから大きな声で互いが自己主張します。頭の体操を兼ねているので簡単には引き下がれません。それに、我慢していてはストレスが溜まります。自分の思っていることを口に出すことでスッキリします。そして、お互いの元気さを示すバロメーターです。

とは言っても、喧嘩したまま後を引くのは気まずくなります。私も妻も、「お休みなさい」「おはよう」「行ってきます」「行ってらっしゃい」などの挨拶を、喧嘩した日もしない日も決して欠かすことはありません。

皆さん、大いに夫婦喧嘩をしましょう。そして、思いやりのある挨拶と声掛けをしましょう。それが家庭円満の秘訣です。

最近は、挨拶をしない家庭が増えていると言われていますが、朝起きてから寝るまでに交わす挨拶は、家族間の信頼を築きます。そして、外に出かけた際、自分からの積極的な挨拶につながります。まずは家庭の中で挨拶をしましょう。

（挨拶大好き男）

更生保護、あなたの善意が事業の支え。

近年、社会を震撼させるような犯罪が相次いで発生し、大きな社会問題になっています。

このような犯罪を予防するには、地域社会から犯罪に陥る者が出ないように環境を浄化するなど、犯罪予防活動を展開することが必要です。一方、犯罪に陥った者が再犯をしないよう保護や指導をすることも特に大切なことです。少年院や刑務所から釈放になった者が、再び罪を犯すことのないように温かく迎え入れ、職業や住居確保などについて助言や援助を行うなどして更生への自覚を促進し、安定した生活につかせ、善良な社会の一員として復帰させることが、社会全体として極めて重要な問題です。

これらの仕事には、社会奉仕の熱意と人間愛の精神に基づき、島根県内およそ五〇〇人の保護司並びに更生保護関係の機関・団体である更生保護法人しらふじ、島根県更生保護女性会員、島根県BBS会員、島根県協力事業主、NPO法人島根県就労支援事業者機構などの人たちが日夜これにたずさわり、犯罪前歴者や非行青少年の更生保護に努力を続けています。

犯罪のない安全・安心な明るい社会を構築することを目的とする更生保護事業には種々の施策が講ぜられていますが、地域住民の皆さんのご協力なくしては出来ない仕事です。

一人でも多くの理解ある協力者を社会に求め、物心両面に亘るご支援がなければ、その目的を達成することは困難です。

島根保護観察協会は、こうした状況に対処するため、県内における犯罪予防並びに保護司活動等の充実発展を図る目的をもって組織されています。

何卒、趣旨をご理解いただき、左記の会費を納入いただき、当協会の会員としてご協力賜りますようお願い申しあげます。

普通会員　年額　一千円以上
協力会員　年額　三千円以上
賛助会員　年額　五千円以上
特別会員　年額　一万円以上
名誉会員　年額　十万円以上

更生保護法人島根保護観察協会
理事長　古瀬　誠

お礼とお願い

出雲地区では、昨年度、約千七百名の皆さまに島根保護観察協会にご加入のうえご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

今年度も、引き続き温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

出雲地区保護司会
会長　坂本圭祥

更生保護功労受章者

（平成二十九年春の叙勲）

瑞宝双光章　土井　一顕

保護司の異動

◎退　任

安田　公臣（出雲）
（平成二十九年三月三十一日付）
横木　俊信（出雲）
安井　守（出雲）
安住　文雄（平田）
坂本　光弘（斐川）
周藤　昌夫（斐川）
（平成二十九年五月三十一日付）

◎新　任

山本　登（出雲）
竹下　正宏（平田）
佐々木知江三（斐川）
三島　健二（斐川）
（平成二十九年六月一日付）

広報部会編集委員

◎田部　敏雄　○坂根　光紀
川上　清子　勝島　徹正
一ノ瀬隆男　野津　雅史
天野　良枝　藤田　努
花田久美子　足立　眞司
石飛　博雄　水　教一
板木　正久　渡部　享次
竹下　正宏　三島　健二

◎部会長　○副部会長

編集後記

巻頭には、今年度着任された松江保護観察所長　山本隆宏様に執筆をお願いしました。薬物事犯者や犯罪をした者（高齢者・障がい者・性犯罪者・暴力団関係者など）の再犯率二九・八％（有職者で七・五％）と依然と高いなか、平成二十七年「生活困窮者自立支援法」、また平成二十八年十二月十四日には、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。生活困窮者一人ひとりが孤立しない・孤立させないよう支援が進められています。地域でどのような社会資源（立ち直りに向けての民間協力者の支援等）があるのかを知り、さらに、関係機関と連携して支援の輪を広げていく必要があると思いました。（坂根光紀）

※この広報紙は、更生保護法人島根保護観察協会からの助成金を財源として発行しています。

おかげさま　感謝の心　忘れずに（川上寛葉）

出雲地区保護司会だより 第二十七号　平成二十九年六月一日発行　出雲地区保護司会　事務所：出雲市今市町五四三番地　電話22－7190